

公的関与のあり方に関する点検指針

(平成 15 年 3 月策定)

(平成 27 年 3 月改定)

超高齢社会の進行や人口減少社会の到来、価値観やライフスタイルの多様化など社会情勢は変化しており、厳しい財政状況において増大する行政需要に的確に対応しなければならない。そのためには、限られた人員や財源を一層有効かつ効率的に活用していく必要があることから、不断の行政改革に取り組まなければならない。

行政改革をすすめるにあたっては、まず、内部管理事務等の見直しに取り組み、その上で市民生活に影響を与えると考えられる見直しは、全体として市民サービスを確保する考えのもと取り組んでいくこととする。あわせて、官民が適切な役割分担を行い、民間活力を積極的に導入する公的関与のあり方に関する見直しは、行政改革を推進するうえでの重要な方針の一つである。

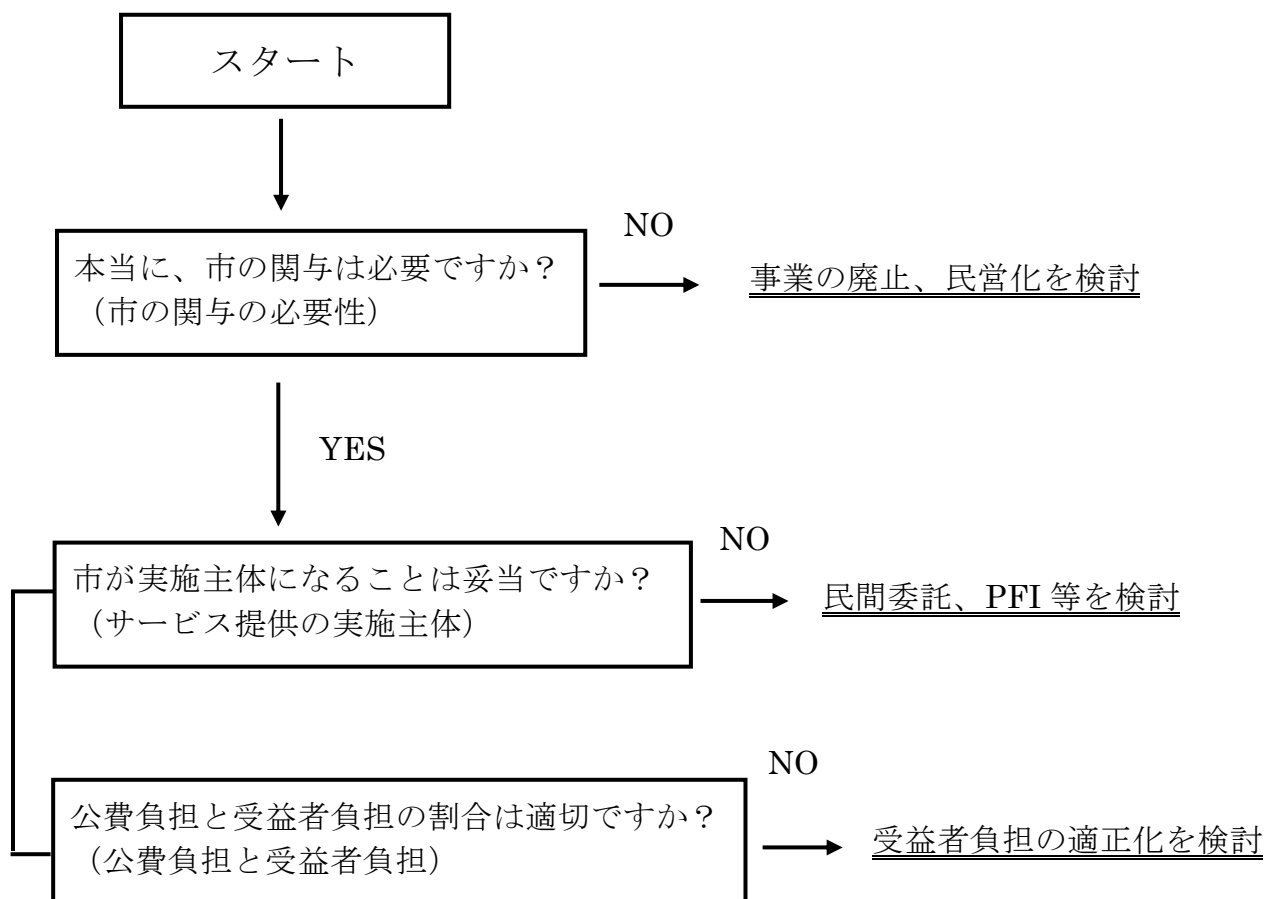
これまで国においても、平成 13 年のいわゆる「骨太の方針」に、公共サービスの提供について「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」を原則とし、民営化、民間委託、PFI、独立行政法人化等の方策の活用に関する検討を進めることが掲げられた。以降、民間活力が発揮されるための環境整備が進められてきており、民間活力の活用は、経済再生と財政健全化の手法とされている。

行政以外の者が公共サービスの担い手となり得る状況は制度的にも実態としても確実に広がってきており、公的関与のあり方については常に点検を行っていく必要がある。この点検指針は、市の関与の必要性や実施主体の妥当性など、公的関与のあり方についての基本的事項を整理したものであり、行政評価の実施、計画的な定員管理、外郭団体の改革改善、公の施設の運営、予算審査などの場において、事務事業の点検・検証・見直しを進める際の指針として活用するものである。

< 基本的考え方 >

以下の3つの基本的考え方に基づき、公的関与のあり方を点検・検証する。

- (1) 「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、行政と民間との役割分担の観点から、市の関与は必要最小限とする。
- (2) 市の関与が必要な場合であっても、費用対効果や効率性の観点から、サービス提供の実施主体については民間活力を積極的に導入する。
- (3) 特定の利用者に限ってサービスを提供するような場合は、負担の公平の観点から、利用者に適正な費用負担を求める。



1 関与の必要性の点検

(1) 関与の範囲

市が実施している事務事業について、公的関与の範囲内かどうかを点検する。

下表は、公的関与の範囲を事務事業の性質別に表したものであり、下表の区分のいずれにも該当しない事務事業については、公的関与の範囲外であり、市の関与の必要性はないと考えられるため、事業の廃止又は民営化を検討する。

区分	事務事業の性質	行政と民間の活動領域
1	法律で実施が義務づけられている事務事業	行政
2	受益の範囲が不特定多数の市民におよび、サービス対価の徴収ができない事務事業	
3	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事務事業	
4	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために、必要な規制、監視指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業	
5	個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網（セーフティー・ネット）を整備する事務事業	
6	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事務事業	民間
7	民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事務事業	
8	市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事務事業	
9	特定の市民や団体を対象としたサービスであって、サービスの提供を通じて、対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業	

(2) 関与の妥当性

公的関与の範囲内の事務事業であっても、その後の社会経済情勢の変化や市民ニーズの低下、厳しい財政状況等を考慮すると、関与の妥当性が薄れている場合がある。

下表の区分に該当する事務事業については、関与の妥当性が薄れており、市の関与の必要性も低下していると考えられることから、廃止、民営化、縮小あるいは関与の手法※を含めた事務事業のあり方を検討する。

区分	関与の妥当性が薄れている事務事業
1	事業開始時と比較して社会経済情勢が変化、あるいは目的が既に達成されるなど、実施意義が低下している事務事業
2	利用者数が減少するなど市民ニーズが低下、あるいは市民ニーズに比較してサービスの供給が過剰となっている事務事業
3	国や他都市の水準と比較したとき、サービスの対象範囲や水準を見直す余地がある事務事業
4	国又は県において、同種のサービス提供が行われている事務事業
5	民間の活動を阻害、あるいは民間と競合している事務事業
6	限られた財源の中で実施すべき緊急性が認められない事務事業

※ 関与の手法についてはいくつかの分類が考えられるが、一例を挙げれば次のようなものがある。

誘導（啓発、後援、顕彰 など）

助成（人的支援、補助金や出資金などの財政的支援 など）

規制（条例・制度の制定、監視指導 など）

提供（市が全面的に関与し、サービス提供や施設建設などを実施）

2 サービス提供の実施主体の点検

市の関与が認められる場合であっても、すべて市が実施主体である必要はなく、法令との適合性を前提とし市民サービスが低下しないことに留意しながら、「費用対効果・効率性」、「行政責任の確保」、「受託能力」を総合的に勘案し、多様なサービス提供の実施主体の活用を検討する。

なお、その際には、プロセスの透明性や説明責任に十分留意する必要がある。

点検項目	点検にあたっての考え方
費用対効果・効率性	事務事業にかかる費用が低減できる
行政責任の確保	公平性・公正性、守秘義務が担保され、行政責任が損なわれることがない
受託能力	他の実施主体が持つ専門知識、経営能力、技術力等を活用できる

また、既に他の実施主体を活用している場合であっても、市は、上記の基準に基づいて、常に活用状況を点検・評価する必要がある。

サービス提供の主な実施主体に関する制度や、特徴的な実施主体についてまとめると、次表のとおりである。

(1) 主な実施主体に関する制度

区 分	概 要
直 営	・ 公務員である職員が直接事務事業を執行するもの
委 託	・ 市が実施している事務事業について、その全部または一部を業務委託契約により民間が実施するもの
指 定 管 理 者 制 度	・ 公の施設の管理を、市が指定する法人その他の団体が行うもの
P F I	・ 公共施設の建設、大規模改修、維持管理、運営を、民間が設立する特別目的会社が一体的に実施するもの
地 方 独 立 行 政 法 人 制 度	・ 公共上の見地から地域において確実に実施されることが必要な事務事業で、市が直接実施する必要がないもののうち、民間に委ねた場合は必ずしも実施されない恐れがあるものを、市が設立する法人が実施するもの

(2) 特徴的な実施主体

区 分	概 要
外郭団体その他の第三セクター等	・ 市が、専門的な行政機能を補完・代替するため政策的に設立した法人など、市が出資又は出えんを行っている法人
市民活動団体	・ 市民の自主的な参加による、自発的で利益の獲得を目的としない公益性を有する活動を行う団体

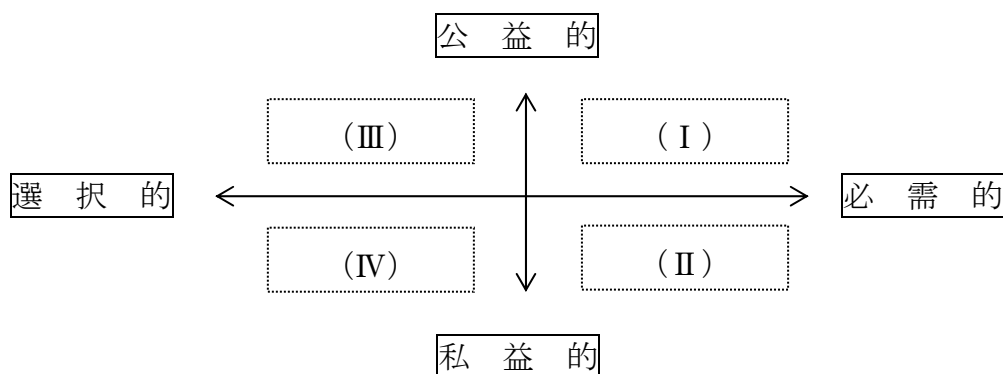
主な意義	主な留意点
・ 公平性・公正性、守秘義務といった行政責任について、地方公務員法に基づいた担保が可能	・ 効率的・効果的な業務の執行のためには、その一部委託化や、民間手法を参考とした見直しが必要
・ 幅広い分野の業務を対象とすることが可能 ・ 民間の能力を活用し、住民サービスの向上や経費の削減等を図ることが可能 ・ 専門的知識・技術を要する業務、定型的かつ大量の業務などに大きな効果が可能	・ 競争環境の維持、市の管理監督能力の維持が必要 ・ 市の職員が直接の指揮命令ができないことによる業務効率への影響
・ 公の施設の管理について、民間の能力を活用し、住民サービスの向上や経費の削減等を図ることが可能	・ 管理運営状況の点検・評価能力の維持が必要 ・ 市と指定管理者との適切なリスク分担、指定管理者の経営破綻等に対するリスク管理等が必要
・ 民間の資金、経営上のノウハウ及び技術的能力を活用し、低廉・良質なサービス提供が可能 ・ 財政支出の中長期にわたる平準化が可能	・ 法に基づく手続きが煩雑 ・ 中長期的な事業見通しと市と民間との適切なリスク分担が必要 ・ 市のノウハウの維持が必要
・ 法人独自の意思決定により、人事管理や業務執行で柔軟な対応が可能 ・ 経営努力により生じた利益を今後の事業に充当することが可能	・ 会計基準や規程の変更に伴うシステム導入等のコストが発生 ・ 評価委員会の運営業務や設置者側の組織体制など運営コストが発生

主な意義	主な留意点
・ 民間の資金や人材、経営ノウハウを活用し、効率的・効果的なサービスの提供と機動的・弾力的な業務運営が可能	・ 設立当初の役割を終えた団体については、統廃合を含めたその後の整理が必要 ・ 存続していく団体については、健全で自主的・自立的な経営基盤の確立が必要
・ 新たな市民ニーズの発掘や団体の専門性を活かした迅速で柔軟な対応が可能 ・ 市民参加の促進や協働によるまちづくりの推進などの波及効果が可能	・ 効果的な執行のためには、市と団体相互の特性を認識・活用し、自主性・自立性を尊重し合うなど、協働意識を持つてすすめることが必要

3 公費負担と受益者負担の点検

特定の利用者に限ってサービスを提供するような場合は、利用する者と利用しない者との負担の公平の観点から、利用者に適正な受益者負担を求めることを徹底する。

この場合、公費負担と受益者負担の関係については、一般的には事務事業の性質に応じ、下表のように区分することができるが、このうち区分Ⅱ～Ⅳに該当する事務事業については、負担の公平の観点から受益者負担が必要であり、適正な原価計算を行うとともに、国や他都市の水準、同種・類似の事業の水準との比較検討を行い、受益者負担の水準が適切でない場合には積極的に見直しを図る。



区分	事務事業の性質	公費負担と受益者負担
Ⅰ	○受益者は不特定多数の市民 ○市民生活に必要なサービス (公益的－必需的サービス)	公費負担中心
Ⅱ	●受益者は特定の市民 ○市民生活に必要なサービス (私益的－必需的サービス)	公費負担と受益者負担 の組み合わせ
Ⅲ	○受益者は不特定多数の市民 ●市民の側で選択可能なサービス (公益的－選択的サービス)	受益者負担と公費負担 の組み合わせ
Ⅳ	●受益者は特定の市民 ●市民の側で選択可能なサービス (私益的－選択的サービス)	受益者負担中心